

平成30年10月9日

各 位

空知商工信用組合

平成30年北海道胆振東部地震により借入金の返済が困難となった個人のお客様へ

このたびの「平成30年北海道胆振東部地震」により被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

「平成30年北海道胆振東部地震」による被災は、災害救助法の適用を受けており「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の災害対象となりました。

このガイドラインは、一定の要件を満たした場合に法的手続きによらず債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

お問い合わせにつきましては、当組合本支店窓口までご相談ください。

[「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」はこちらをご参照ください。](#)

以 上